

独立行政法人労働安全衛生総合研究所任期付研究員の採用及び給与に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）の研究業務に従事する常勤職員のうち、雇用期間を定めた採用並びに雇用期間を定めて採用された職員（以下「任期付研究員」という。）の給与について必要な事項を定めることを目的とする。

(法令の適用)

第2条 この規程に定めのない事項については、労働基準法その他関係法令の定めるところによる。

(採用方法)

第3条 任期付研究員の採用は、原則公募による書類選考及び面接試験によるものとする。

(任期付研究員の種類)

第4条 任期付研究員は、次に掲げる区分により採用する。

- 一 招へい型任期付研究員 当該研究分野に係る高度の専門的な知識を必要とする研究業務に従事させる場合で、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者として認められている者（以下「招へい型研究員」という。）
- 二 若手育成型任期付研究員 独立して研究する能力があると認められる者であって、当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるため、当該研究能力を一定期間活用して遂行することが必要とされる研究業務に従事する者（以下「若手育成型研究員」という。）

(雇用期間等)

- 第5条 招へい型研究員の雇用期間は、原則として5年を超えない範囲内で理事長が定める期間とする。
- 2 若手育成型研究員の雇用期間は、原則として3年を超えない範囲内で理事長が定める期間とする。
 - 3 理事長は、第1項の規定により雇用期間を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあつては採用した日から5年、前項の規定により雇用期間を定めて採用された職員の任期が3年に満たない場合にあつては採用した日から3年を超えない範囲内において、当該期間を更新することができる。
 - 4 理事長は、雇用期間を定めて職員を採用する場合には、独立行政法人労働安全衛生総合研究所職員就業規則第5条で規定する労働条件を記載した書面（以下「雇用契約書」という。）を交付することにより雇用契約を締結する。
 - 5 理事長は、雇用契約書で明示した雇用期間満了後、新たに雇用契約を締結しない場合には、雇用期間が満了する日の少なくとも30日前までに、任期付研究員に対しその予告を行わなければならない。
 - 6 理事長は、採用時に定めた雇用期間内であっても、業務成績が優秀な任期付き研究員を雇用期間の定めのない研究員へ採用する（以下「満了前採用」という。）ことができる。

(俸給月額)

第6条 独立行政法人労働安全衛生総合研究所職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第9条第1項の規定にかかわらず、任期付研究員には次の各号に掲げる区分に応じ、

当該各号に掲げる俸給表を適用する。

一 招へい型研究員

号 俸	俸給月額 (円)
1	400,000
2	461,000
3	524,000
4	606,000
5	705,000
6	805,000

二 若手育成型研究員

号 俸	俸給月額 (円)
1	332,000
2	369,000
3	398,000

(号俸の決定)

第7条 招へい型研究員の号俸は、その者の知識経験等の度、その者が従事する研究業務の困難及び重要な度等に応じ、次の各号に定める号俸とする。

- 一 高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者が、その知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 一号俸
- 二 高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者が、その知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 二号俸
- 三 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者が、その知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合 三号俸
- 四 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者が、その知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合 四号俸
- 五 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者が、その知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合 五号俸
- 六 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において極めて優れた研究者と認められている者が、その知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合 六号俸

2 若手育成型研究員の号俸は、次の各号の掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

- 一 博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が、当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 一号俸

- 二 博士課程修了後、大学、研究所、試験所その他これに準ずる機関等において数年にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が、当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 二号俸
- 三 博士課程修了後、大学、研究所、試験所その他これに準ずる機関等において相当の期間にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が、当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 三号俸

(雇用期間満了時及び満了前採用の取扱い)

- 第8条 在任期間が1年を超えている任期付研究員で雇用期間満了前及び雇用期間満了後に雇用期間の定めのない研究員として採用を希望する者(以下「任期満了前」及び「任期満了研究員」という。)は、所属長を通じて採用希望の申し出を行い、研究所内において行う審査を受けるものとする。
- 2 理事長は、前項の審査結果に基づき、任期満了前及び任期満了研究員を雇用期間の定めのない研究員へ採用することの可否を決定する。

(任期付研究員業績手当)

- 第9条 理事長は、任期付研究員のうち、第6条各号により俸給月額が決定された際に期待された研究成果、研究活動等に照らして特に顕著な研究業績を挙げたと認められる者には、12月1日(以下「基準日」という。)現在において任期付研究員が受けるべき俸給月額に相当する額を、任期付研究員業績手当として支給することができる。
- 2 任期付研究員業績手当は、基準日に在職する任期付研究員のうち、任期付研究員として採用された日から当該基準日までの間(任期付研究員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間)に特に顕著な研究業績を挙げたと認められ者に対し、支給することができるものとする。
- 3 第1項に規定する手当の支給日は、12月10日とする。ただし、支給日が日曜日に当たるときはその前々日を支給日とし、土曜日に当たるときはその前日を支給日とする。

(適用除外等)

- 第10条 第6条に規定するほか、職員給与規程第11条、第13条、第14条、第17条、第18条、第24条及び第36条の規定は、任期付研究員には適用しない。
- 2 任期付研究員に対する職員給与規程第35条第4項第二号の規定の適用については、同号中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。

(実施に関し必要な事項)

- 第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

〃 平成20年5月31日改訂。

附 則

第1条 この規程は、平成21年6月1日から施行する。

第2条 第10条第2項において任期付研究員に対する職員給与規程第35条第4項第二号の規定の適用については、同号中「100分の140」とあるのは「100分の145」とする。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この附則は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）の成立を受け、これに関し、厚生労働省からの国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、役職員の給与について必要な措置を講ずるよう要請があったところである。ついでには、東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の支出の削減に寄与することを目的として、独立行政法人労働安全衛生総合研究所任期付研究員の採用及び給与に関する規程の特例を定めるものである。

（施行期日）

第1条 この附則において、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第2条 平成24年3月1日
- 二 第3条 平成24年4月1日

（俸給月額の一部改正）

第2条 第6条第1項の表を次のように改める。

号 俸	俸 給 月 額 (円)
1	398,000
2	459,000
3	522,000
4	605,000
5	704,000
6	804,000

（任期付研究員の特例）

第3条 規定の施行の日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、独立行政法人労働安全衛生総合研究所任期付研究員の採用及び給与に関する規程の適用を受ける職員に対する俸給月額の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に次の号に掲げる職員の区分に応じ当該号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- 一 独立行政法人労働安全衛生総合研究所任期付研究員の採用及び給与に関する規程第6条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であって、その号俸が一号俸から三号俸までのもの及び同条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員 100分の7.77

二 独立行政法人労働安全衛生総合研究所任期付研究員の採用及び給与に関する規程
第6条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であって、その号俸が4号俸以上の職員 100分の9.77

2 特例期間においては、第10条の規定により支給される給与から減ずる額に当たっては、独立行政法人労働安全衛生総合研究所職員給与規程平成24年3月1日施行附則第4条第2項及び第3項に準じるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 第6条第一号及び第二号の改正俸給表は、平成26年12月1日から施行し、平成26年4月1日に遡及して適用する。

2 第10条第2項の改正規定は、平成26年12月から施行する。

(平成26年12月に支給される期末手当の割合)

第2条 平成26年12月に支給される期末手当の割合は、第10条第2項の規定にかかわらず、「100分の170」とする。